

第2章 計画の基本的な考え方

これまで、消費者の目線に立って「相互理解と府民参画」、「監視・指導の強化」、「安心・安全の基盤づくり」を基本に食の安心・安全対策に取り組んできましたが、第1章で掲げた課題を解決するためには、食の安心・安全に対する府民との一層の情報共有や食品関連事業者等への監視・指導の強化が必要となっています。

そのために、この行動計画では、平成25年度から平成27年度までを対象期間として、第3章に掲げる食の安心・安全に向けた取組を、府民参画と協働により進めます。

こうした取組を通じて、府民の食に対する安心感を高めます。

具体的には、次の4点を中心とした取組を進めていきます。

1 放射性物質に対する食品安全管理体制の強化

食の安心確保のため、流通食品・府内産農林水産物のモニタリング検査を継続するなど放射性物質に対する安全管理体制を強化するとともに、消費者への的確な情報提供や、関係団体と連携したリスクコミュニケーションなどにより放射性物質の食品への影響についての理解促進に努めます。

2 食の信頼感向上に向けた情報提供の強化と府民参画の拡大

ホームページや広報紙などの広報媒体の活用や報道発表による府民目線での情報提供や消費者団体と生産者団体・事業者団体等との意見交換会の開催などにより、府民との情報共有を図るとともに、食品表示を監視する食の安心・安全協働サポーターとの連携など府民参画を広げていきます。

また、府民が食について学ぶ機会の充実とともに、未来を担う子どもたちを対象に、農と教育が一体となった体験型の食育を積極的に推進します。

3 監視・指導・検査の強化

輸入食品における農薬や添加物の不適切な使用等に係る検査や国内の食品製造、販売施設等の監視、指導、検査により食品の安全性を担保するとともに、流通食品の適正表示を徹底するため、食品表示パトロールや科学的検査による効果的な監視、指導の強化と相談窓口の充実等を図ります。

また、BSE、高病原性鳥インフルエンザ等の家畜防疫対策を徹底します。

4 安心・安全の基盤づくり

食品が生産・製造される段階で安全性を高め、消費者の食品に対する信頼感が向上するよう、農産物の生産工程管理手法（GAP）や京都こだわり農法、加工食品の品質管理向上と情報提供など生産者・事業者の取組を支援し、その取組状況を積極的に情報発信します。

